泉佐野市 報道提供資料

タイトル	泉佐野市 LP ガス利用者価格高騰対策支援事業について
とき	令和5年10月2日(月)
ところ	
内容	泉佐野市は、価格高騰の影響を受ける LP ガス利用者の生活支援等を目的として、料金値引を通じた補助を行います。 利用者の皆さまにおけるお手続きは不要です。 事業の概要について ○値引き対象者 泉佐野市内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等 ア 基準時点 (11 月検針日) において LP ガスを利用している者 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成 9 年通商産業省令第 11 号) 第 16 条第 13 号の規定により、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) 第 2 条第 1 項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者 ※国又は都道府県及び地方公共団体が直接契約している公の施設は除く。 ○値引き金額 令和 5 年 11 月検針分から同年 12 月検針分までの LP ガス利用料金に対し、1 契約あたり最大 2,000 円 ○申請に関する問合せ先 泉佐野市生活産業部まちの活性課内 LP ガス価格高騰対策支援事業担当電話:072-469-3131 [受付時間]平日 午前 8 時 45 分~午後 5 時 15 分 ※事業詳細につきましては、泉佐野市のホームページをご覧ください。 https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/shoko/shinseisyo/11961.html
担当課	生活産業部 まちの活性課 (TEL:072-469-3131)
問合先	担当者名 上原、戎谷

泉佐野市LPガス利用者価格高騰 対策支援金

物価高騰の影響を受ける泉佐野市内のLPガス利用者の生活を支援することを 目的に泉佐野市内のLPガス利用者のLPガス料金の値引きを行います。

1. 料金値引き額

1ガスメーターにつき、上限2,000円の値引き

- ※複数メーターを取り付けている場合は、契約(ガスメーター)ごとに値引きを行います。
- ※値引きは、原則11月検針分のガス料金の請求にて実施されますが、LPガス販売事業者によっては、11月、12月検針分に分けて実施される場合があります。

2. 値引きの対象者

泉佐野市内でLPガスを利用するご家庭や企業の皆様

- ※液化石油ガス法のメーターによる販売及びコミュニティガス(旧簡易ガス) の消費者が対象
- ※令和5年11月検針時にLPガスを利用するご家庭・企業

3. その他

- ・当該支援事業によるLPガス料金の値引きを受けるための手続き等は不要です。
- ・当該支援事業を申請されていない L Pガス販売事業者と契約しているご 家庭・企業等の皆様にあたっては、当該支援事業による値引きを受ける ことができません。
- ・質量販売(容器販売)及び工業用等の高圧ガス法の消費者は対象外です。

お問い合わせ

本支援事業に関するお問い合わせは、ご契約されているLPガス販売事業者、 又は下記までお願いいたします。

泉佐野市生活産業部まちの活性課内 LPガス価格高騰対策支援事業担当

電話: 072-469-3131 (平日 8時45分から17時15分まで)

メール; kankou@city.izumisano.lg.jp